

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第30号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年2月5日 13時40分ごろ	
発生場所	長崎県壱岐市 壱岐長島灯台から真方位265° 5.4海里付近 (概位 北緯33° 43.0′ 東経129° 31.4′)	
事故等調査の経過	平成22年2月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 203 長生丸、19トン TT2-1913（漁船登録番号）、長生漁業株式会社 B 漁船 梓丸、2.4トン NS3-74240（漁船登録番号）、個人所有【山内毅】	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首船底にき裂及び擦過傷 B 左舷中央部にき裂、マストを曲損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、約8ノットの対地速力で手動操舵により西進中、B船は、船長B1人が乗り組み、わずかに圧流されながら操業中、平成22年2月5日13時40分ごろ、壱岐島西方沖において、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮流 ほとんどなし	
その他の事項	B船は、たい一本釣り漁に従事し、流し釣りを行っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり なし なし A船は、壱岐島西方沖を西進中、船長AがC/Dプレーヤーを操作することに注意を奪われて、見張りを行っていなかったことから、右舷側から接近するB船に気付かずに航行した可能性があると考えられる。 B船は、壱岐島西方沖で漂泊して操業中、船長Bが釣り糸を出し入れする作業に熱中して、見張りを行っていなかったことから、左舷側から接近するA船に気付かずに航行した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、壱岐島西方沖において、A船が西進中、B船が漂泊して操業中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	

